

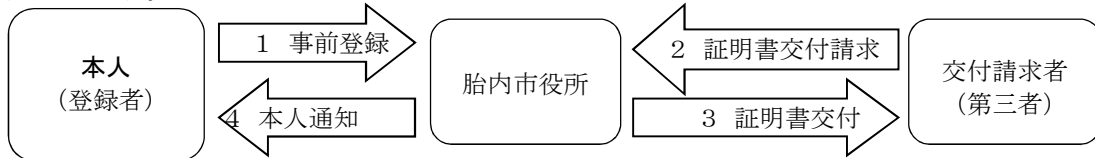
# 住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度について

胎内市

## 1 本人通知制度とは

住民票の写しや戸籍謄本などを第三者に交付したときに、その交付の事実を事前に登録した人に通知する制度です。

この制度により、住民票の写し等の不正請求や不正取得を抑止し、個人の権利が侵害されることを防止します。



【ご注意】 この制度は、第三者から登録者についての住民票の写し等の交付請求があった場合に、交付の可否を登録者に確認する制度ではありません。また、交付ができないようにする制度でもありません。第三者による住民票の写し等の交付請求は法令に基づいて行われます。

## 2 第三者とは

この制度では、次のとおり分類します。

### 本人等の代理人

- 本人等からの依頼を受け、委任状を持参した人

### 代理人以外の第三者

- 自己の権利を行使し、または義務を履行するために必要がある人
- 住民票の写し等の記載事項を利用する正当な理由のある人
- 職務上、必要な請求をする弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士（※「八士業」といいます。）

## 3 本人等とは

- 住民票関係（4-①②の証明書）…本人、本人と同一世帯の人
- 戸籍関係（4-③～⑤の証明書）…本人、本人の配偶者、同一戸籍の人、直系尊属又は直系卑属

※

直系尊属	父母(養父母)、祖父母、曾祖父母など自分より前の世代で、直通する系統の親族。叔父・叔母・配偶者の父母・祖父母は含まれません。
直系卑属	子(養子)、孫、ひ孫など自分よりも後の世代で、直通する系統の親族。兄弟・姉妹、甥・姪、子の配偶者は含まれません。

## 4 本人通知の対象となる証明書

住民票関係	① 住民票の写し（転出等により除かれたものを含む）
	② 住民票の記載事項証明書
戸籍関係	③ 戸籍の附票の写し（除かれた附票を含む）
	④ 戸籍の謄本及び抄本（全部・個人事項証明書）（除籍、改製原戸籍を含む）
	⑤ 戸籍の記載事項証明書

## 5 本人通知の対象とならない請求

- 本人等からの4-①～⑤の請求（第三者による請求に該当しないため対象となりません）
- 国や地方公共団体の機関からの公用請求

## 6 本人通知の内容

『胎内市住民票の写し等交付通知書』には、次の項目を記載してお知らせします。

通	・ 証明書の交付年月日
知	・ 交付した証明書の種別（住民票・戸籍謄抄本等）
内	・ 交付した証明書の部数
容	・ 証明書の交付請求者の種別(本人等の代理人・代理人以外の第三者)

## 7 開示請求

本人通知に記載された内容についてさらに詳しく知りたい場合は、胎内市個人情報保護条例に基づいて自己情報開示請求をすることができます。ただし、開示請求が認められた場合においても、胎内市個人情報保護条例の規定の範囲内での情報の開示になります。

## 8 登録できる人（次のいずれかに該当する人）

- ・ 胎内市の住民基本台帳に記録されている人（転出等で除かれた人も含む）
  - ・ 胎内市の戸籍（除籍等含む）及び戸籍の附票（除かれた附票含む）に記載されている人
- ※個人単位での登録となります。

## 9 登録の受付窓口

市役所市民生活課市民係	・ 開庁日の午前8時30分～午後5時15分 ・ 水曜日のみ午後7時まで（祝祭日の場合を除く）
黒川庁舎生涯学習課社会教育係	・ 開庁日の午前8時30分～午後5時15分
乙・築地諸証明交付所	

## 10 登録に必要なもの

- (1) 『胎内市本人通知制度登録申請書』（受付窓口にあります）
- (2) 窓口に来られる方の本人確認書類（運転免許証、パスポート、住基カードなど）

法定代理人（15歳未満の未成年者の親権者など）により申請する場合

- ・ 上記(1) (2)のほか、戸籍謄本などその資格を証明する書類
- ただし、胎内市に本籍があり、市でその資格が確認できる場合は不要です。

法定代理人以外の代理人（登録を希望する人から委任を受けた人）により申請する場合

- ・ 上記(1) (2)のほか、委任状（受付窓口にあります）

## 11 郵送による登録

胎内市外にお住まいの方や、病気などやむを得ない事情により窓口に来ることができない方は、郵送による登録申請も受け付けます。

「上記10の登録に必要なもの」を郵送してください。本人確認書類は写しを同封してください。郵便が届いた日に審査を行い、登録となります。

宛て先：〒959-2693 胎内市新和町2-10 胎内市市民生活課市民係宛

## 12 登録期間

有効期限はなく、廃止届があるまで有効です。

平成28年7月11日から無期限となり、事前登録いただいている方について、このことに伴う更新手続きは不要です。

## 13 登録内容の変更・廃止

住所異動や戸籍届出等により登録内容に変更が生じたときは、『胎内市本人通知制度登録（変更・廃止）届出書』を提出してください。変更の届出がないと本人通知の送付ができない場合がありますので、ご注意ください。

登録を廃止したいときも届出をしてください。なお、登録者が死亡したとき、居所不明等により住民票が消除されたときは登録を廃止します。

問合せ先 胎内市役所市民生活課 市民係  
電話 0254-43-6111 内線1145・1146